

正倉院文書写経機関係文書編年目録

—天平宝字三・四年—

浅野啓介

一 はじめに

東京大学大学院人文社会系研究科の石上英一先生のゼミでは、大規模史料群の整理法の習得を目的として、正倉院文書の写経機関係文書の編年整理を行ってきた。本目録は、その成果をまとめることを目的として作成したものである。

本目録は、本誌三号（一九九九年三月）より継続している正倉院文書写経機関係文書編年目録の第七回目にあたる。今回対象にするのは天平宝字三・四年（七五九・六〇）である。これら以前のもので未報告の年もあるが、先行して掲載する。本目録作成に至った経緯やその目的などについては、第三号を参照して頂きたい。

二 凡例

- ・ 文書番号は原則として日付順に付した。
- ・ 文書番号には階層性を持たせている。単体の文書が集合して文書集合をなす場合、その集合に文書番号を付し、各文書には枝番号を付した。
- ・ 年月日の項には、その文書の作成年月日（帳簿の場合は開始年月日。分かるものは終了年月日）を示した。「年欠」と書いたものは、その文書に年号が記されていないが、宝字四年の文書と推定されるものである。「年欠」と書いていないものは、宝字四年と記載のある文書である。なお、「七五」く「七八」は、天平宝字四年であるかどうか分からないが、『大日本古文书』が宝字四年に類収しているので便宜かかげた。
- ・ 文書名の付け方については、基本的に公式令にのっとった。した

がって『大日本古文书』の文書名とは必ずしも同一ではない。題箋や文書冒頭に文書名がある場合には、それに基づいた。また、正倉院文書内にみられる「く文」にあたる場合は（ ）の中に示した。

・写経事業の項にはその文書がどの写経事業に関する文書かを記した。
・文書の機能・内容の項には上日報告や布施申請などの文書の機能を記した。単にそれだけでは文書の内容を表現できない場合にはできるだけ現代語に訳した。

・作成・発信↓受信の項には文書の作成・保管または発信主体と、発信文書の場合には↓のあとに受信先を記した。また、（↓造東大寺司）と記したものは、実際に正倉院文書として伝来した物は案文で発信されていないが、正文は造東大寺司に発信されたと考えられるものである。

・大日本古文书の項には、『大日本古文书』編年文書二五巻における所在を巻数とページ数によって「4-399」（四巻三九九ページの意味）のように記した。『大日本古文书』に収録されていないものは、原則として「未収」とし、翻刻されているものについてはその典拠を記した。

・次の項はその文書が一次文書であるか二次文書であるかについて記した。

・文書の所在の項では、以下の略号を用いた。s Ⅵ 正集、z Ⅵ 続修、zk Ⅵ 続修後集、zb Ⅵ 続修別集、zz Ⅵ 続々修、拾遺 Ⅵ 国立歴史民俗博物館編『正倉院文書拾遺』。断簡番号は、東京大学史料編纂所編『正倉院文書目録』既刊部分（正集・塵芥）についてはそれに従い、それがない箇所の場合はマイクロフィルム紙焼写真に示された紙数番号を（ ）で示した。

・備考の項には、上記以外に担当者の気付いた留意点などを示した。端裏書や、八世紀当時及び近代の編成時における往来軸・付箋の情報については必ず示すことにした。また、『正倉院文書影印集成』の指摘や担当者の気付いた範囲で『大日本古文书』の釈文の訂正も行った。加えて、正倉院事務所蔵『正倉院御物目録』『未修古文書目録』による情報（号数・軸の有無・枚数など）「飯田」を記した。

・他の利用の項には、同一の紙質上に当該文書以外に文字を書く媒体として利用されている場合に、それを示した。主に紙背の利用である。

三 写経事業の概観

天平宝字三年（七五九）は写経所関係文書がほとんど残っていない。黒田洋子氏によれば、このことは写経所の事業は行われず、その人員は法華寺金堂の造営に集中していた「黒田」。実際に残っている追い込み式の文書は四月二十九日の文書「一一一」の次は七月十日の文書「一一二」であり、しかも「一一二」は去年の上日の報告である。したがって、黒田氏の指摘の通り、宝字三年は写経所の業務はほとんど行われなかったであろう。

天平宝字四年（七六〇）には、太師藤原仲麻呂の二月十日の宣によつて命ぜられた一切経三四三三巻の書写（光明皇太后の死去により中止）、光明皇太后の死去の日に命ぜられた称讚浄土経一八〇〇巻の書写、七七歳が行われた後には一周忌に向けて再び一切経五二七一卷（当初目標）の書写が行われている。それ以外に藤原仲麻呂正月十一日の宣による法華経四五部・金剛般若経四五部・理趣経四五部（一一三五部）の書写、内侍印八幡中村三月九日の宣による最勝王経一部一

○巻・宝星陀羅尼經一部一〇巻の書写、内裏の命令による阿弥陀仏像一鋪の作成、内侍因八幡中村の四月一日の宣による法華經一部八巻の書写、内侍印八幡中村閏四月一日の宣による灌頂經一部一二巻・梵網經一部二巻の書写、九月二七日の宣による大仏頂首楞嚴陀羅尼經一〇巻（巻別一二張）・随求即得陀羅尼經一〇巻（巻別八張）の書写、大野内侍の宣による法華經一部・梵網經二巻・阿弥陀經一巻の書写が行われた。

これらの写経事業については福山氏、井上氏、宮崎氏、榮原氏、山下氏、山本氏らの各氏による研究（参考文献を参照）があり、全体像から個々の文書の解釈までほぼ尽くされている。従って、これらの諸研究によりながら、主な写経について事業の推移を追っていきたい。

まず、一切経の書写は二月十日の太師藤原仲麻呂の宣（坤宮大疏高丘連枚麻呂伝宣）によって始められ、二月十九日には用度申請が行われた。しかし四月十五日に再び仲麻呂が書写の宣を出しているので、三月の皇太后光明子の不予を受けて、一切経の書写は中断していたと考えられている。四月末から経師らの宿所建設が行われはじめ、閏四月二十一日から実際に写経が開始された。ただ、この一切経書写は先述のように光明皇太后の死去により中止されたと考えられている〔山本三〇七頁〕。

光明皇太后の亡くなった六月七日には称讚浄土經一八〇〇巻（巻別十張）の書写が命ぜられた。この称讚浄土經書写は七月十四日に一八〇〇張の料紙請求が行われたことから見て、光明皇太后七七斎が行われた七月二六日の直前まで行われていたと考えられる〔宮崎〕。

七七斎が終わると、一年後の忌日御齋会のために一切経の書写の準備が本格的に行われた〔山本三〇八頁〕。この一切経の書写は当初目

標が五二七一巻で、その後随時変更された。書写された一切経は翌宝字五年四月二四日以降に東大寺から法華寺嶋院に搬入され、六月七日に法華寺阿弥陀浄土院で光明皇太后の周忌齋に供された。

問写経の書写については年表を参考にして頂きたいが、ここでは九月二七日の宣による大仏頂首楞嚴陀羅尼經一〇巻（巻別一二張）・随求即得陀羅尼經一〇巻（巻別八張）について少し見ておきたい。

大仏頂首楞嚴陀羅尼經・随求即得陀羅尼經は天平三年（七三一）の写経目録（『大日本古文书』七二〇・二二五）によれば裏に菩薩像が画かれており、今回の写経でも画師二人が働いている〔五八・六一〕。また、用度文に大僧都（良弁）の署名が予定されていること〔五八・六一〕、用度文の文書名を写経所解として作成したのをわざわざ変更したこと〔五八〕、随求壇所から銭の使用報告が出されていること〔五九〕、木工所の間人を使つて〔五八〕「随求陀羅尼壇」を作つたらしいこと〔五八〕、堂童子が働き、仏や沙弥に供養料が出されていること〔五八〕からして、東大寺で行われた仏教行事であるう。一日間に涉つて行われた。

四 個別文書の検討

〔十五〕写経所解移牒案は続々修十八帙第六巻（以下続々修十八一六と略称する）すべてと続々修二四帙五巻の四一・四二紙目にあるものである。続々修十八一六は全部で六一紙にわたる。途中、若干の欠失が考えられるが、ほぼ奈良時代のままであると考えられる。主に写経所発信の文書が追い込み式で記入されており、石上英一氏という文書集合第二類型である〔石上〕。

以下、続々修十八―六について述べておきたい。この巻については山本幸男氏の研究が「山本二六九頁」あり、本稿でもそれによっていきたい。『正倉院古文書目録』には「往来付、頭闕」とあり、現状は右軸である。目録では一つ一つの断簡を番号でなく、A～Gのように記し、各文書に通し番号をつけた。

本巻は、天平宝字四年二月一九日にはじまる一切経調度文案「十五―一」（一紙目）から始まっている。追記部分に「右、承前写し奉る経律の用度に、今渡らせませす経巻を加え、勘え注し進送することくだんのごとし」と書かれているので、「十二」二月十日坤宮大疏宣で一切経写の命令が出た後に、これまでの一切経の用度文を参考にしつつ、今回新しい経巻を加え用度文を作成した。正文の宛先は坤宮官ではないだろうか。玉井氏によれば、請求文書が「造東大寺司解」ではなく、「東大寺」と書き出し、「用度如件」と結ぶ注文の形をとっているものは、内裏への注進と考えられるものがある、とされている「玉井」。この一切経写経事業が坤宮大疏を通して命令されていることからすれば、用度物の申請先は坤宮官だろう。この一紙目の紙背は空である。一紙目をA断簡とした。

一紙目のあとは白紙が挟まっており、また、二紙目は「次官 従五位下高麗」から始まっており、その前は欠失している。二紙目の紙背は「二」宝字四年正月の東寺写経所牒であり、「二」は一ヶ月のあいだで反故にされたことが分かる。

三・四紙目は、紙背はどちらも宝字三年の文書である。二・三紙目の「十五―四」には余白が約一三cmあり、次の「十五―五」を書くスペースがあるのにもかかわらず、その余白を埋めていない。山本氏は三紙目と四紙目の間には欠失の可能性を想定しているが、いずれにし

ても、三紙目と四紙目の間は本文書集合が作られた最も初めの段階では継がれていなかった。また、四紙目の終わりに位置する「十五―七」にも余白が九cmほどあり、四紙目と五紙目は文書作成当初はつながっていないかった。ただ、この文書集合が完結した段階では二―四紙は接続されていただろう。したがって四六紙目までをB断簡とした。

五紙目の紙背からは宝字二年の文書が続く。
「十五―二五」四月二九日東塔所解案は二五紙目の袖から始まり、余白が八cmほどあり、追い込みで書かれていない。紙背の「四一」は灌頂経・梵網経の用度文の草案で「十五―二六」と類似しているので宝字四年潤四月二日のものである。従って「四一」が一次文書で「十五―二五」が二次文書ということになる。ただどちらも草案・案文なので、これらが実際に紙に書かれた日付ははっきりとは分からない。この文書に関して、山本氏は二三紙目で最初の巻物が終了したため手元にあった反故紙を張り継いだ結果と思われる、としている（二七四頁）。ただそう考えるよりは、東塔所の文書は写経所のものとは別に保管していたが、東塔所は経師の利用する建物の建設に携わっていたので、あとになって写経所解移牒案に挟んだ、と考える方が分かりやすいと思う。

「十五―十六」・「十五―二六」はどちらも内侍印八麻中村の宣によって命令された法華経一部八卷書写・灌頂経梵網経各一部書写の用度文である。淨衣の袴の材質が「三五」四月七日安都雄足牒の内侍宣によって綿から綿に換えられている。「十五―十六」の綿の箇所が行間に追記されていることから、「十五―十六」が実際に書かれたのが四月七日以前だったことが分かる。ただ、その後袴の材質は細布に換えられた。

「十五―三七」舎人等上日帳は舎人等の閏四月から九月までの上日
が記されている。特に吉志廣人の上日を記した部分は、小さな文字に
なっており、追筆であることが明らかである。隣の「十五―三八」が
閏四月の文書であることから、九月までの上日は後から追記したもの
であろう。現存する「十五」写経所解牒案は八月までであるが、こ
のことから実際には九月まで続いていたと考えられる。「山本二七五
頁」。

四六紙目にある、「十五―四八」月日欠東大寺奉写一切経所牒は後
半部が欠けている。四七紙目紙背の写御書所移（大日本古文书13―335、
宝字二年の文書であろう）も下欠であるので、四六・四七紙目の間に
は欠失がある。四七紙目から五七紙までをC断簡とした。

「十五―五四」には雇人東漢乎志万呂の功の注記がある。「見且給功
百五十文 遺未給百文 此者誤注漏」は現在までにとりあえず一五〇
文を渡して、残りの百文はまだ渡していない。それは間違つて帳
簿に記し漏らしたからである、という意味であろう。

山本氏はC断簡のあと中間欠を置いて続々修二四―五の四二紙目・
四一紙目（D断簡・E断簡）、その後には中間欠で続々修一八―六の
五八紙目（F断簡）が来ると想定されている。五八紙目と五九紙目は
現状では接続しているが、『正倉院古文书目録』では分けており、別
の断簡であった。五九紙目（G断簡）はおもてが「四七」七月二七日
写経所牒案で「不用」の注記がある。これに対して裏は天地逆になっ
ていて「十五―七二」七月二六日造東大寺司牒案、「十五―七三」七
月二七日カ経所解案である。五九紙目のあとはまた新補白紙が挟まれ
ているので、五九紙目は単独の紙である。この「不用」の注記を重視
すれば、現状という裏のほうを解移牒案と考えてもよいのではないだ

ろうか。以下考えてみたい。

ここで「十五―七三」に関係した文書が他に三通あるので検討して
おきたい。「十五―六五」七月二六日写経所牒案は木工所を宛所とし
ている。仕丁二人の名前と上日が記されており、その後には「以前、
応請来八月粮仕丁等并今月上日、顕注所送如件、故牒」とあり、日下
には他田水主の名がある。そのうち四人は抹消されていて人数も八人
に訂正されている。さらに「并経所粮文人」や「不用」の注記がある。
「十五―六九」七月二六日経所牒案は前欠であるが「十五―六五」で
抹消された四人の名があり同様の事実書がある。日下は小治田年足で
ある。これにも「不用」の注記がある。「四七」七月二七日写経所牒
案は木工所を宛所としており、四人の抹消が行われていないことと
「并経所粮文人」がないことを除いて「十五―六五」と同一である。
「十五―七三」七月二六日カ経所解案はおそらく造東大寺司に出され
るはずのもので、仕丁二人の名がある。

これらの文書の作成過程を整理すると、まず、仕丁の粮の支給先に
変更があったと考えられる。先月までは仕丁の粮は八人分が経所から、
四人分が木工所から渡されていた。ところが、草案として他田水主に
よつて解移牒案に記された「十五―六五」やそれをもとに実際に出さ
れる文書として作られた「四七」は二人の仕丁がすべて木工所から
粮をもらう形式になっていた。だから小治田年足は粮文を訂正しよ
うと「十五―六五」を訂正し木工所所属の仕丁を八人にし、「十五―六
九」を作成して仕丁四人を写経所の所属にした。ところが、そのあと
二人の仕丁はすべて写経所の所属となることになり、前の三つの文
書は「不用」となった。そしてその後「十五―七三」が作られた。こ
のように考えると、現在裏になっている方の文書が本来解移牒案にあ

るべきものと考えられる。

さらに日断簡が続く。この解移牒案は八月の文書が最後であるが、「山本二七五・六頁」の指摘の通り、先述の「十五―三七」が九月まで追筆されているので、奈良時代当初は九月末の案文まで記されていたであろう。

「十七」「三一」は続々修二七―三に所在する。裝潢手実が張り継がれているが、それぞれに続々修成巻時の付箋が貼られており、それぞれ個別の文書であった。『大日本古文書』では一二通一括で宝字四年のものとして取り上げられているが、本稿では宝字四年の可能性のある手実だけを採用した。

「二二」年欠二月二六日安都雄足牒は目録に記した他に、もし仏経（阿弥陀仏像）を縫う絶を内裏から支給してもらったら、機織り・張縄・用帳・敷板を準備せよ。緑の絶はもらい受けたら仕丁に持つていかせる、とある。

「二三」年欠二月二八日安都雄足牒は目録に記した他に、故あって仕丁益万呂に笠蓑を西院にもつて来させよ。もし遅れたり急ぎの用事があるなら来なくて良い、とある。

「三五」年欠四月七日安都雄足牒。内容は「早く法華経一部の書写を初めよ。ただし単の浄衣がなければ、次官に申して綿の浄衣を支給するようにせよ。何の障りがあるうか。また経（最勝王経・宝星陀羅尼経）を内裏に奉請せよ。明日早く裝潢させよ。」というものである。これすべてが内侍因八幡中村の宣であろう。

「三六」年欠四月八日安都雄足牒。由志木は「三四」の古い机の修理に使用するための物であろう。

「三七」四月八日上馬養状は目録に記した他に、乾藁を送る、二部

経（最勝王経・宝星陀羅尼経）の裝潢が終わった、とある。

「四〇―一」写経所解案は内裏からの指示によって、阿弥陀仏像を画く作業と法華経一部の書写が行われたが、それについて使用した物の用・残を記したものの。「四〇―二」四月二六日写経所解案は、坤宮官からの指示によって、法華経・理趣経・金剛般若経各四五部の書写が行われたが、それについて使用した物の用・残を記したものの（裏書に「用度文」とあるが、これは用度申請の文書ではないので単なる習書だろう）。それに対して「三九」写経所解案は、内裏指示の作業と、坤宮官指示の作業での用銭を一つの帳簿にしたものである。ただ訂正箇所から考えて、「三九」のほうが「四〇」よりも先に作成されている。

「四四―一」六月九日元興寺三綱牒と「四四―二」同日大安寺三綱牒は「正倉院文書目録」によれば接続しており、奉請文帳として継文になっていた。ただ、「四四―一」の紙背によればこの紙は六月十七日に写経所が大和国に称讚浄土経十卷を貸すときの裏紙になっていたようなので、その経緯は不明である。

「四五」坤宮官舎人送進文は十日とあるのみで何月か記されていないが、称讚浄土経の校生についての文書であることから六月の文書であろう「井上三五六頁」。坤宮官舎人長が坤宮官舎人三人を称讚浄土経の校生として写経所に向かわせた。ただ安都雄足の注記によれば、浄衣を渡して帰すことにしている。称讚浄土経の書写の宣が六月七日であるので、校生の派遣は写経所にとっては早かったらしい。「期」は「限」を重ね書き。「但し、参る日を限れ。明日また雑使舎人二人（紀主人・布師三田次）到れば任用すべし」となる。

「四八」奉写忌日 御齋會一切経所解案は、「山本二七八頁」の指摘

の通り、光明皇太后七七齋終了後の七月二七日から「四九」安都雄足写経用度注文で経師等の浄衣の運搬が指示された八月一日の間に作成されたものである。たぐさんの書き込みがあり、草案である。

『大日本古文书』15巻P65L2「端」脱は端あり。L4は「二校」に○。P67L10「二百冊員」は「一百冊員」。P69L4「領料(別カ)」は「領別」

「五〇」八月三日からはじまる後一切経料雑物納帳。付箋が各紙に付いている。続々修二ノ六(1)に「卅五ノ廿」。(2)に「卅五ノ廿」。(3)に「卅五ノ二十」。往來付35号92「三枚」。(4)に「廿?」。29号66「一枚」。(5)に「廿九ノ?」。29号64「一枚」。(6)に「廿九」。(7)に「?四帙九卷」。(8)に31号74「一枚」(10)に「三」。(3)と(4)の間に欠失の可能性があり、続修二一六(6)裏と続々修二一六(10)の間に欠失がある。「山本二八一頁」の指摘の通り、損傷の激しい(11)がこの帳簿の末尾であろう。

紙背について。続々修二ノ六(1) (6)空。(7)は「七四」、(8)は「六二一五」、続修20(6)裏は「六二一四」、(9)は「六二一三」、続修20(5)裏は「六二一二」、続修22(6)裏は「六二一一」、(11)(10)は五年二月写経所解(五—134—136)

「五〇」の紙背の請暇解は「六二一二」から「六二一五」は休んだあと出仕した日順に左に張り継がれていたということも考えられる。出仕日を見ると、「一一」は十月二四日、「一二」は二五日以降、「一三」は二八日以降、「一四」は三〇日、「一五」は十一月十九日である。提出した日順だとうまくいかない。

「四六」「七三」「四三」「五五」「六九」「七〇」「五二」「五三」は、天平宝字五年正月から始まる奉写一切経所解移牒案の紙背にあたる一

次文書である。「五三一一」から「一四」は請暇解で出仕した日順に右から左に張り継がれている。九月一八・二一・二二夕・二三日の順である。「五二一一」から「一三」も出仕した日順であろう。(「五三一」と「五二一三」の裏(つまり一次文書の解移牒案)は中間欠で接続していない。)出仕した日順にはりついた可能性もある。

「六八」一二月四日食法文並雑物充文の文書作成者については「稲田」の見解に従い、嶋政所(装束忌日御齋会司)と考える。

五 おわりに

以上、天平宝字三・四年における写経機関関係文書を見てきた。『大日本古文书』で当該年度に収められていても、当該年度のものではないと判断した文書、また、宝字三・四年の文書であっても写経機関のものでない文書は、目録にいれていない。ただ、「十五」写経所解移牒案の中には、写経所文書の控えだけでなく、東塔所の文書の控えも入っているように、一つの役所のみで文書集合が完結していたわけではない。そこには造東大寺司主典安都雄足や案主の業務が関わっているが、それについては今後の検討課題としたい。

また、「十五」の検討によって、浄衣の材質や仕丁の糧の出所について、変更の過程を具体的に追うことができる。このような文書集合は、他官司でも作成されていたはずであり、古代国家における官司の通常業務を推定する上で、大変重要な史料であることは間違いない。

参考文献

飯田剛彦「正倉院事務所所蔵『正倉院御物目録 十二(未修古文书目録)』

(一)～(三) 『正倉院紀要』二三～二五、二〇〇一～三

石上英一 『集合文書と文書集合』皆川完一編 『古代中世史料学研究』吉川弘文館、一九九八

稲田奈津子 『奈良時代の忌日法会―光明皇太后の装束忌日御齋会司を中心に―』西洋子さん還暦記念論集刊行会 『洋洋福壽―正倉院文書の部屋―』

二〇〇四

井上薫 『奈良朝仏教史の研究』吉川弘文館、一九六六

黒田洋子 『正倉院文書の一研究―天平宝字年間の表裏関係から見た伝来の契機―』 『お茶の水史学』三六、一九九二

榮原永遠男 a 『光明皇太后没前の写経事業群』 『奈良時代写経史研究』塙書房、二〇〇三

榮原永遠男 b 『写御書所と奉写御執経所』 『奈良時代の写経と内裏』塙書房、二〇〇〇。初出一九九六

榮原永遠男 c 『図書寮一切経の変遷』 『奈良時代の写経と内裏』塙書房、二〇〇〇。初出一九九六

玉井力 『奈良時代の請奏』 『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇

早川庄八 『宣旨試論』岩波書店、一九九〇

福山敏男 『奈良朝に於ける写経所に関する研究』 『寺院建築の研究』中、中央公論美術出版、一九八二。初出一九三三

宮崎健司 『光明子七七日写経をめぐる一、二の問題』 『大谷学報』七五―四、一九九六

山口英男 『正倉院文書の継文について』石上英一・加藤友康・山口英男編 『古代文書論』東京大学出版会、一九九九

山下有美 『正倉院文書と写経所の研究』吉川弘文館、一九九九

山本幸男 『天平宝字四年～五年の一切経書写』 『写経所文書の基礎的研究』吉

川弘文館、二〇〇二。初出一九八八

天平宝字四年（七六〇）写経年表

	一切経・称讃浄土経	間写経
正・7		金剛般若経八〇〇卷の綺を申請（太保去年一二月三〇日宣）[2]
正・11		一三五部経書写宣（大師・坤宮大疏宣）[15-3] [21]
正・15		一三五部経用度申請 [3]
正・26		一三五部経紙充開始 [9]
2・10	一切経料紙などが太師（恵美押勝）宣によって写経所に送られる [12]	
2・16	一切経目録を法華寺西南角に持ってくるよう経所に指示 [14]	
2・19	一切経三四三三卷の用度申請 [15-1]	
2・21		法華経四五部の校正始まる [20]
3・9		最勝王経・宝星陀羅尼経各一部を書写の宣（内侍印八幡中村）[15-9]
3・10		阿弥陀仏像一鋪を内裏に奉請 [15-8]
3・13	皇太后不予（続日本紀）	
3・14		最勝王経・宝星陀羅尼経書写の布施申請 [15-9] [27]
3・20		一三五部経の布施申請 [15-11]
3・22	御齋会 仁王経六七部を嶋院に奉請 [15-12]	
4・1		因八幡内侍宣により法華経一部八卷の書写が命令 [15-16] [32] [33]
4・3		一三五部経を僧万福に読経させる [15-21]
4・5		法華経一部、最勝王経・宝星陀羅尼経各一部の紙を返上 [15-17]
4・5		一三五部経の綺・軸が求められる [15-18]
か6		
4・8		明日にも法華経一部を始めるとの報告 [37]
4ころ		阿弥陀仏・法華経一部の作業を終える [40-1]
4・10		最勝王経・宝星陀羅尼経各一部を内裏に奉請 [15-20]
4・15	一切経を書写せよとの太師（仲麻呂）の宣 [15-34] [15-58]	
4・26		一三五部経の書写ほぼ終える [40-2] 法華経一部の布施申請 [15-24]
4・29	一切経書写のための宿所など建設のための請銭 [15-25]	

	一切経・称讃浄土経	間写経
④・1		灌頂経・梵網経各一部の書写の宣（内侍印八幡中村宣）[15-26]
④・2		灌頂経・梵網経各一部の用度申請 [15-26] [41]
④・5	一切経書写のための大炊・厨・温屋などの建設のための請銭 [15-28]	
④・9		法華経一部を内裏に奉請 [15-29]
④・21	一切経書写開始（大日本古文書4-493）	
④・23	宮中で大般若経転読（続日本紀）	
④・27		灌頂経・梵網経各一部の完成 [15-36]
④・28	皇太后の体調悪く、五大寺に薬・蜜を施す（続日本紀）	
5・18	京内大寺で誦経（続日本紀）	
6・7	光明皇太后死去（続日本紀） 称讃浄土経一八〇〇巻巻別一〇張書写の宣 [15-57] 一切経書写の事実上の打ち切り	
6・9	称讃浄土経を各寺へ奉請願い [44]	
6・24	阿弥陀浄土一鋪六幅を内裏に奉請 [15-47]	
6・24 か		宝星陀羅尼経を興福寺西院に返却 [15-48]
6・27	称讃浄土経二〇巻を興福寺に奉請 [15-51]	
7・11	称讃浄土経書写の布施申請 [15-57]	
7・12	七七齋に使う経軸を作るため轆轤工を申請 [15-56]	
7・14	一切経七六〇巻書写の布施申請 [15-58] 称讃浄土経用紙を再び申請 [15-59]	
7・16	経師等の厨・湯屋を作るため、板屋（長一五間・広四間）を申請 [15-62]	
7・26	太后の七七齋を東大寺や京師諸小寺で行う。天下諸国は国ごとに阿弥陀浄土画像の制作を命令。国内見僧尼を数えて称讃浄土経を書写させ、国分金光明寺で礼拝供養させる。（続日本紀）	
7・27 ～30	奉写忌日御齋会一切経五二七一巻の用度申請 [48]	

	一切経・称讃浄土経	間写経
8・1	一切経の所用雑物（閏四月九日から七月三〇日）の報告 [15-75]	
8・2	経所が雑物を返上 [15-77]	
8・3	後一切経料雑物収納帳が始まる [50]	
9・27	奉写一切経所が経師を召す [55]	随求陀羅尼経・大仏頂陀羅尼経各一〇巻書写の宣 [58] [61]
9・29	二二巻の經典の奉請を願う [57]	
10・2		大仏尊勝陀羅尼経を借りる [57]
10・3		大仏頂首楞嚴経陀羅尼・随求即得陀羅尼経一〇巻各十部の用度申請 [58]
10・19		随求陀羅尼経・大仏頂陀羅尼経各一〇部の布施申請 [61]
12・3	称讃浄土経三巻を薬師寺に返却 [67]	
五年		
正・25	一切経五三七二巻の布施申請（4-493）	
2・13	一切経五二五八巻の布施申請（15-11）	
3・22	一切経に一〇七巻の経論を加える（4-499）	
4・24	一切経五三三〇巻を東大寺から法華寺嶋院に搬入するのに必要な韓櫃や人夫を申請（15-52）	
6・7	皇太后周忌齋を忌齋のために造られた阿弥陀浄土院で行う。院は法華寺内の西南隅にある。各国国分尼寺で阿弥陀丈六像一軀、挾持菩薩像二軀を造らせた。（続日本紀）	

大日本古文書	文書の所在	次	備考	他の利用	他利用の大日本古文書
14-279	zz18-6〈4〉 裏	1		[15-5・6・7] 宝字 4・2 写経所解移牒案	14-367-8
14-281	zz18-6〈4〉 裏	1			
14-284・5	zz18-6〈3〉 裏	1		[15-4] 宝字4・2写 経所解移牒案	14-367
4-399	z41①	1	L6「二百七十六文」	空	
14-287	zz18-6〈2〉 裏			[15-3・4]	14-366・7
14-292~300	zk 5〈1〉~ 〈6〉	1	〈6〉に「家家家主」の習書 (未収)	[58] 天平宝字4. 10. 3 東寺写経所解案	14-349~ 358
14-301~302	zz43-9〈1〉 裏	1	「3」の草案。下欠。付箋 「十五ノ八」。15号242「一枚」	[6] 天平宝字4. 1. 21 ~4. 1. 28銭用帳	14-302~ 304
4-407	s44③	1		空	
14-302~304	zz43-9〈1〉	2	後欠。二六日の書は「四斗」	[4] 天平宝字4. 1. 15 東寺写経所解案	14-301~ 302
14-304	zz43-22〈25〉	1	付箋「廿八ノ十二」。28号626 「一枚」	空	
14-304~7	zz37-9〈29〉	1	付箋「廿一」「卅一ノ四」。31 号748「一枚」。P306L6「一 百廿麻紙 六百張斐」	空	
25-256~259	小川広巳氏所蔵 (『拾遺』69)	1	痛み激しい	空	
25-262	z48②	1		公文断簡(正税帳か出挙 帳)	25-263
14-307	zz43-22〈30〉	1	裏に切封「封」。付箋「四十 三ノ七」。43号1113「一枚」。	空	
14-308	zz 1-6⑤	1	早川庄八『宣旨試論』一三五 頁参照。端裏「送東寺安刀佐 官所」28号615「一枚」	空	
4-408	z46⑧	1		空	

番号1	番号2	年月日	文書名	写経事業	文書の機能・内容	作成・発信→受信
1	1	宝字3・4・29	写経所注文案	金剛般若経	金剛般若経一二〇〇巻に付ける綺の量とそれを買うため銭所から借用を請求を報告	写経所 (→造東大寺司)
1	2	宝字3・7・10	造東大寺司写経所移案		宝字二年の書生らの上日と行事報告	写経所 (→文部省)
2		宝字3・10・24	上馬養雑紙注文		紙数の報告	上馬養→写経所
1		正・4	鴨部蓑麻呂解		木沓・菲の購入と使用した銭の報告	蓑麻呂→写経所
2		正・7	東寺写経所牒案	金剛般若経	綺の請求	東寺写経所 (→嶋院)
3		正・15	東寺写経所解案(用度文)	法華経・金剛般若経・理趣経	用度物の申請	写経所 (→造東大寺司)
4		正・15頃	東寺写経所解案(用度文)	法華経・金剛般若経・理趣経	用度物の申請	写経所 (→造東大寺司)
5		正・19	池原禾守啓	法華経・金剛般若経・理趣経	欠があれば上毛野名形麻呂を校生に採用してほしい	池原禾守→写経所
6		正・21～正・28	銭用帳	法華経・金剛般若経・理趣経	下銭の記録	写経所
7		正・22	秦馬甘米検収文		米の検収の報告	馬甘→写経所
8		正・23～3・13	用紙下充帳	法華経・金剛般若経・理趣経	紙の下充の記録	写経所
9		正・26～3・21	写経所充紙帳	法華経・金剛般若経・理趣経	充紙の記録	写経所
10		年欠・正・27	秦太草啓	法華経・金剛般若経・理趣経	浄衣料と筆を買うための銭の請求	太草→秦嶋足并諸尊座下
11		2・8	子マ連牛養菊進上文		菊の進上	牛養→写経所?
12		2・10	坤宮大疏奉書	一切経	一切経料の雑物を雄足のもとへ送付	高丘比良麻呂 → 安都雄足
13		2・14	巾引諸直啓		請仮解	巾引諸直→(秦) 稻持尊者

4-408	z46⑧	1		空	
14-309	zz16-4〈16〉	1	端裏に切り封あり。付箋「四十三」。43号1122「一枚」	空	
14-365~414、 362~3、361 ~2、414~416、 4-429、4- 428、25-270、 14-417~419	zz18-6・(zz 24-5)	2	右軸。宝字二年雑物帳案の裏を使用し、追い込みで記入	主に宝字二年雑文帳。以下参照(天平宝字2.9.10~4.1.7)	
14-365~366	zz18-6〈1〉	1	数値訂正あり・ゆったり紙を使用・注記あり・P365L11「九千」は抹消せずP366L4「墨二百」	空	
14-366	zz18-6〈2〉	2		[2]〈2〉宝字4・1・7東寺写経所牒案	14-287
14-366~367	zz18-6〈2〉	2			
14-367	zz18-6〈2〉 ~〈3〉	2	余白13センチ	〈3〉宝字3・10・24上馬養雑紙注文	14-284・5
14-367	zz18-6〈4〉	2		〈4〉宝字3・7・10造東大寺司写経所移案	14-281
14-368	zz18-6〈4〉	2	L5「卅九」は「廿九」	〈4〉宝字3・4・29写経所請文案	14-279・80
14-368	zz18-6〈4〉	2	L12「以解」なし 余白8センチ		
14-369	zz18-6〈5〉 〈6〉	2		〈5〉宝字2・12・25経所見物注文 〈6〉宝字2・11・29安都雄足牒	14-275、 14-267
14-369~372	zz18-6〈6〉~ 〈8〉	2	[27]と同内容。「仏頂尊勝陀羅尼経一卷」は抹消。	〈7〉宝字2・11・29写書所解案 〈8〉宝字2・11・25秦馬養収納米検納文	14-267・8、 14-265・6
14-372	zz18-6〈8〉 〈9〉	2	L6「所写」は「可写」	〈9〉宝字2・11・25写経所解案	14-266
14-372~374	zz18-6〈9〉 〈10〉	2	「告」「造」の習書。P372L10「律」はなし。P373L6「二丈」は「三丈」	〈10〉宝字2・11・22嶋院勘経所牒	14-265
14-374	zz18-6〈11〉	2		〈11〉宝字2・11・21雑紙検納文	14-260・1
14-374~375	zz18-6〈11〉 〈12〉	2	L10「経表紙」の前「并四百五十卷」が抜けている	〈12〉宝字2・11・20広田広浜解	14-260

13		2・14	巾引諸直啓		請仮解	巾引諸直→(秦)稲持尊者
14		2・16	安都雄足牒	一切経	一切経目録を法華寺西南角へ持ってくるよう指示	安都雄足→写経所案主上馬養
15		天平宝字4・2・19以前～9・中旬	写経所解移牒案		文書集合第二類型	写経所
15A	1	2・19	一切経調度文案	一切経	用度物の申請	写経所(→坤宮官)
15B	2	?	造東大寺司文書案	?	?	
15B	3	2月	造東大寺司移案	法華経・金剛般若経・理趣経	写経要員の申請	造東大寺司(→散位寮)
15B	4	2月カ	造東大寺司移案	法華経・金剛般若経・理趣経	写経用員の申請	造東大寺司(→左大舎人寮)
15B	5	2・25	東寺写経所返抄案	阿弥陀仏像	画繩と銭の返抄	写経所(→内裏)
15B	6	2・29	経所解案	一切経	上日報告	写経所(→造東大寺司)
15B	7	2・29	東寺奉写経所解案	一切経	上日報告	写経所(→造東大寺司)
15B	8	3・10	東寺奉写経所請案・奉請文案	阿弥陀仏像	内裏に銭を請う。作成した阿弥陀仏像一鋪を内裏に進上	写経所(→内裏)
15B	9	3・14	写経所解案(布施文)	最勝王経・宝星陀羅尼経	浄衣・布施申請	写経所(→造東大寺司)
15B	10	3・17	写経所解案	最勝王経・宝星陀羅尼経	経師らの菜を買うために銭を申請	写経所(→造東大寺司)
15B	11	3・2	造東大寺司請案(布施文)	法華経・金剛般若経・理趣経	布施申請	造東大寺司(→坤宮官)
15B	12	3・2	造東大寺司牒案(奉請文)	御斎会	仁王経六七部を嶋院に貸す	造東大寺司(→嶋院)
15B	13	3・20	東寺奉写経所解案	法華経・金剛般若経・理趣経	表紙料の竹の申請	写経所(→造東大寺司)

14-375	zz18-6 <12> <13>	2		<13> 宝字2・11・20勘受物注文	14-259
14-375~376	zz18-6 <13> <14>	2		<15・14> 宝字2・11・15造東大寺司注文	14-257
14-377~379	zz18-6 <15> ~ <17>	2	P378L6 「条」は「三条」		
14-379~380	zz18-6 <17> <18>	2		<18・7・6> 宝字2・11・14東寺写経所解案	14-248~ 252
14-380~381	zz18-6 <18>	2			
14-381	zz18-6 <18>	2			
14-382	zz18-6 <19>	2		<19> 宝字2・11・14東寺写経所解案	14-246
14-382	zz18-6 <19>	2	4. 10頃作成か。余白あり		
14-383	zz18-6 <20>	2		<20> 宝字2・11・14写経所解案	14-247・8
14-383~384	zz18-6 <20> <21>	2	「用称讚経軸継料」の六月以降の追記あり	<21> 宝字2・11・10写経所見物注文	14-244・5
14-385~386	zz18-6 <22> <23> <24>	2	P386L1「祢」が24紙目に渡っている。安部雄足は西花苑にいる	<22> 宝字2・11・10奉写先経料銭散注文 <23> 年月日欠経所見物文案	14-241・2、 14-199・ 200
14-386	zz18-6 <25>	1	余白8センチ	<25> [41] 宝字4・閏4・2写経所解案	14-419・ 20
14-387~389	zz18-6 <26> <27> <28>	2		<26> 宝字2・11・18写経所解案 <28> <27> 宝字2・11・10写経所符、写経所解	14-258、 240、1
14-389	zz18-6 <28> <29>	2		<29> 年月日欠写経所注文	14-225
14-389~390	zz18-6 <29> <30>	2		<30> 宝字2・11・2東寺写経所移案	14-220
14-390	zz18-6 <30>	2			
14-390~391	zz18-6 <30> <31>	2		<31> 宝字2・11・1香山薬師寺三綱牒	14-217・8

15B	14	3・25	造東寺司用紙注文 案	法華経・金 剛般若経・ 理趣経	紙の用・残の報告	造東大寺司（→坤 宮官）
15B	15	3月？	東寺写経所解案	一切経	舎人の上日報告	写経所（→造東大 寺司）
15B	16	4・5	写経所解案 (用度文)	法華経一部	浄衣等の申請	写経所（→造東大 寺司）
15B	17	4・5	写経所解案	法華経・金 剛般若経・ 理趣経	用いた紙・返上する紙の 報告	写経所（→造東大 寺司）
15B	18	4月？	東寺写経所請案	法華経・金 剛般若経・ 理趣経	綺・軸を買うために銭を 申請	写経所（→坤宮 官）
15B	19	4・6	写経所見物文案		写経所の見物を書き留め たもの	写経所
15B	20	4・10	造東大寺司奉請文 案	最勝王経・ 宝星陀羅尼 経	内裏に経を持っていく	写経所（→内裏）
15B	21	4・3	造東大寺司奉請文 案	法華経・金 剛般若経・ 理趣経	万福師所に読経のため一 三五部経を持っていく	写経所（→万福師 所）
15B	22	4・16	東寺奉写経所解案	一切経	舎人の上日報告	写経所（→造東大 寺司）
15B	23	4・15	写経所見物文案		東塔所・写経所・厨の見 物を書き留めたもの	写経所
15B	24	4・26	経所解案 (布施文)	法華経一部	布施申請	写経所（→造東大 寺司）
15B	25	4・29	東塔所解案	一切経	一切経経師の宿所・食宿 所の板壁の泥葺料のため に銭を申請	東塔所（→造東大 寺司）
15B	26	閏4・2	写経所解案 (用度文)	灌頂経・梵 網経	用度物の申請	写経所（→造東大 寺司）
15B	27	閏4・2	写経所請案	法華経・灌 頂経・梵網 経	内裏から綺・表紙を受け たことの報告	写経所（→内裏 ?）
15B	28	閏4・5	東塔所解案	一切経	経師の大炊屋・厨・温屋 の泥葺料のための請銭	東塔所（→造東大 寺司）
15B	29	閏4・9	造東大寺司奉請文 案	法華経	内裏へ法華経をもってい く	写経所（→内裏）
15B	30	閏4・12	東塔所解案	一切経	宿所の歩板や車賃のため の請銭	東塔所（→造東大 寺司）

14-391	zz18-6 <31>	2			
14-391~392	zz18-6 <31>	2	L11「捌」も抹消		
14-392~393	zz18-6 <31> <32>	2		<32> 宝字2・11・2~3 写経所移案三通	14-221~3
14-393	zz18-6 <32>	2			
14-393	zz18-6 <32>	2			
14-394	zz18-6 <32> <33>	2	内裏への使者が舎人葛木某	<33> 宝字2・11・1写 経所解案	14-212・3
14-394~395	zz18-6 <33> <34>	2	写経所解移牒案でもっとも新しい日付。九月まで追筆	<34> 宝字2・10・27東 大寺写経所牒案	14-212
14-395	zz18-6 <34> <35>	2			
14-395~396	zz18-6 <35>	2	雇人は紙打し、経師らに膳を運ぶ	<35> 宝字2・10・26散 位寮牒	14-210・1
14-396	zz18-6 <35> <36>	2			
14-396~397	zz18-6 <36>	2		<36> 宝字2・10・28写 書所解案	14-313・4
14-397~398	zz18-6 <36> ~ <37>	2		<37> 宝字2・10・25東 大寺写経所解案	14-208・9
14-399	zz18-6 <38>	2	抹消・不使用	<38> 宝字2・10・26造 東大寺司移案	14-211
14-399	zz18-6 <38> <39>	2	[15-43]を書き直したもの	<39> 宝字2・10・25散 位寮牒	14-208
14-399~400	zz18-6 <39>	2	<41>裏に付箋		
14-402~403	zz18-6 <45>	3	<41>で書きかけてやめている	<45・44> 宝字2・10・ 10造東大寺司移案	4-343・4
14-403	zz18-6 <46>	2		<46> 宝字2・10・8堂 官検受文	4-343
14-403	zz18-6 <46>	2	下欠		
14-403~404	zz18-6 <47> <48>	2	前文書との間に欠あり	<47> 年月日欠写御書所 移	13-335
14-404	zz18-6 <48>	2		<48> 宝字2・10・6川 内祖足啓	4-340・1
14-404~405	zz18-6 <48>	2			
14-405~406	zz18-6 <49>	2		<49> 宝字2・10・5東 寺写経所解案	4-340

15B	31	閏4・13	写書所解案	一切経	温室築造のための材木の請求	写書所(→造東大寺司)
15B	32	閏4・23	経所解案	一切経	温船をつくるための釘の請求	写経所(→造東大寺司)
15B	33	閏4・25	写書所解案	一切経	仕丁の上日などの報告	写書所(→造東大寺司)
15B	34	閏4・26	東寺写経所移案	一切経	写経用員の申請	写経所(→左舎人寮)
15B	35	閏4・26	東寺写経所移案	一切経	写経用員の申請	写経所(→右舎人寮)
15B	36	閏4・27	造東大寺司奉請文案	灌頂経・梵網経	経を内裏に持って行く	造東大寺司(→内裏)
15B	37	閏4～9	舎人等上日帳	一切経	上日を書き留めたもの	写経所
15B	38	閏4・29	東寺奉写経所解案	一切経	舎人の上日の報告	写経所(→造東大寺司)
15B	39	5・14	経所解案	一切経	雇人の功銭の請求	写経所(→造東大寺司)
15B	40	5・25	写書所解案	一切経	六月分の糧のための仕丁の上日の報告	写経所(→造東大寺司)
15B	41	5・29	東寺奉写経所解案	一切経	舎人の五月上日の報告	写経所(→造東大寺司)
15B	42	6・11	東寺写経所移案	一切経	所司史生の名簿	写経所(→文部省)
15B	43	6・17?	東寺奉写一切経所解案	一切経	舎人の請求	写経所(→造東大寺司)
15B	44	6・17	造東大寺司移案	一切経	舎人の請求	造東大寺司(→中宮職)
15B	45	6・17	東大寺奉写経所牒案	称讃浄土経	写経所から大和国写経所に経を送る	写経所(→大和国写経所)
15B	46	6・19	奉造経仏像所解案	阿弥陀浄土像	布の請求	奉造経仏像所(→造東大寺司)
15B	47	6・24	造東大寺司奉請文案	阿弥陀浄土像	阿弥陀浄土像一鋪(六幅)を内裏に奉請	写経所(→内裏)
15B	48	6月	東大寺奉写一切経所牒案	宝星陀羅尼経	興福寺西院に宝星陀羅尼経の返上	奉写一切経所(→興福寺西院)
15C	49	6・25	奉写称讃経所解案	称讃浄土経	経師らの使う器の請求	奉写称讃経所(→造東大寺司)
15C	50	6・25	経所解案	一切経	七月糧を支給するため仕丁の上日を報告	写経所(→造東大寺司)
15C	51	6・27	東寺司牒案	称讃浄土経	興福寺に借りる	造東大寺司(→興福寺三綱政所)
15C	52	6・29	東寺写経所解案	一切経	上日の報告	写経所(→造東大寺司)

14-406	zz18-6 〈50〉	2		〈50〉宝字2・9・30写 経所解案	4-326
14-407	zz18-6 〈50〉	2	L6「見且給功」 余白10センチ		
14-408	zz18-6 〈51〉	2	L6「節部省」	〈51〉宝字2・9・29写 経所解案、2・10・1写 経所解案	4-325, 4-337・8
14-408~409	zz18-6 〈51〉 〈52〉	2		〈52〉宝字2・9・28造 東大寺司移案、年月日欠 造東大寺司移案	14-180・1
14-409~410	zz18-6 〈52〉	2	P409L4「巻別十張」はなし		
14-410~411	zz18-6 〈53〉	2		〈53〉宝字2・9・28造 東大寺司解案	4-323
14-411	zz18-6 〈54〉	2		〈54〉宝字2・9・27僧 網牒、宝字2・9・28東 寺写経所解案	14-178・9
14-411~412	zz18-6 〈54〉	2	抹消・不使用→[15-61]		
14-412	zz18-6 〈54〉	2	[15-60] 参照		
14-412	zz18-6 〈54〉 〈55〉	2	L10「木」の部分は抹消して いるだろう		
14-413	zz18-6 〈55〉	2		〈55〉宝字2・9・27写 経所解案	4-320・1
14-413	zz18-6 〈55〉 〈56〉	2		〈56〉宝字2・9・23写 経所解案	4-320
14-413~414	zz18-6 〈56〉 〈57〉	2	[15-53]と同じメンバー。 四人分抹消。「不用」の追記。 付箋「一」「芥ノ十五」	〈57〉宝字2・9・23写 経所解案	4-319・ 20
14-361~362	zz24-5 〈42〉	2		宝字2カ・9写経所移案	14-182
14-362	zz24-5 〈42〉	2			
14-362~363	zz24-5 〈41〉	2		宝字2写経所解案	14-177
14-414~415	zz18-6 〈58〉	2	「不用」の追記	〈58〉宝字2・9・22写 経所牒案	14-173・4
14-415	zz18-6 〈58〉	2			
14-415~416	zz18-6 〈58〉	2			
4-429	zz18-6 〈59〉 裏	1	「郷長・工□□私マ魚麻呂・ 郡益取」か。	〈47〉天平宝字4・7・27 写経所牒案	14-416~ 417

15C	53	6・25	経所牒案		木工所の仕丁の上日の報告	写経所(→木工所)
15C	54	7・3	経所解案		六月分の雇人の功銭の請求 東漢乎志万呂の未給分に関する覚書を含む	写経所(→造東大寺司)
15C	55	7・11	東寺奉写経所解案		布の返上	写経所(→造東大寺司)
15C	56	7・12	造東大寺司牒案	七七斎	轆轤工の請求	造東大寺司(→造法華寺司(木工寮))
15C	57	7・11	東寺写経所解案(布施文)	称讚浄土経	布施申請	写経所(→造東大寺司)
15C	58	7・14	東寺写経所解案(布施文)	一切経	布施申請	写経所(→造東大寺司)
15C	59	7・14	東寺写称讚浄土経所請案	称讚浄土経	内史局(図書寮)からの紙の支給がとまったので紙の請求	写称讚浄土経所(→造東大寺司)
15C	60	7・20?	東寺写経所移案		上日の報告	写経所(→仁部省)
15C	61	7・20	東寺写経所注文案		史生を仁部省に帰したことの報告	写経所(→造東大寺司)
15C	62	7・16	写経所解案	一切経	厨・湯屋を作るために板屋をつくることを請求	写経所(→造東大寺司)
15C	63	7・20	経所解案	一切経	湯屋の垂木を結ぶための墨葛の請求	写経所(→造東大寺司)
15C	64	7・25	東寺写経所返上・検納文案	称讚浄土経	竹帙の返上・錦帙の検納の報告	写経所(→造東大寺司)
15C	65	7・26	写経所牒案		8月の糧を得るために仕丁の上日の報告	写経所(→木工所)
15D	66	7・28	経所牒案		上日の報告	写経所(→造物所)
15D	67	7月	経所解案		上日の報告	写経所(→造東大寺司)
15E	68	7月?	写書所解案		上日の報告	写書所(→造東大寺司)
15F	69	7・26	(写経所解案)		八月の糧を得るために仕丁の上日の報告	写経所(→造東大寺司)
15F	70	7・29	経所牒案		上日の報告	写経所(→造物所)
15F	71	7・29	経所解案		優婆夷の上日の報告	写経所(→造東大寺司)
15G	72	7・27?	造東大寺司牒案		石工が郷長らに不法に差発されたことを訴える	造東大寺司(→古市郡司)

4-428	zz18-6〈59〉 裏	2	L5「稲人」L6「宇治マ羊」 L8「紀部」「宮身」10「廿七日」か	〈47〉天平宝字4.7.27 写経所牒案	14-416～ 417
25-270・14-417	? + zz18-6 〈60〉	2	小治田年足は写経所案主	〈60〉宝字2・9・10香 山薬師寺三綱牒	4-313・4
14-417～418	zz18-6〈60〉 〈61〉	2		〈61〉宝字2・9・10山 階寺三綱牒	4-312・3
14-418	zz18-6〈61〉	2			
14-419	zz18-6〈61〉	2	以下欠		
25-265	zz42-5〈18〉	1		空	
14-310・1	zz27-3〈25〉	1	付箋「廿一」「廿七ノ?」。27 号524「一枚」	空	
14-324・5	zz16-7〈24〉	1		空	
14-321～324	zz28-18	1	四十五部のうち、六部分欠失	空	
14-319～321	zz5-13	1	付箋「十」	空	
14-287～292	zz5-14	1	金剛般若経・理趣経の充本部分 は追記、P291L9「卅部」 は「卅部」	空	
15-313・4	zz46-4〈8〉	1	16号289「一枚」。付箋「十六 帙十」	空	
14-325・6	zz46-4〈9〉	1	端裏切封あり。付箋「卅二ノ 八」。32号830「片紙」	空	
14-326	zz43-22〈26〉	1	付箋「卅五ノ六」。45号1160 「一枚」	空	
4-411～412	zz22⑤	1		空	
14-326・7	zz43-22〈14〉	1	端裏切封あり。付箋「卅二ノ 八」32号825「一枚」	空	
14-420	zz42-1〈9〉		下欠。[15-9]参照。付箋 「六」「廿一帙三卷」。21号420 「一枚」	空	
4-313・4	zz44-10〈11〉	1	付箋「十一」「廿六ノ五」。26 号515「一枚」。榮原a220頁	空	
14-327・8	zz44-10〈12〉	1	数値は[28]と同一	年欠3・11安刀預参状	25-241

15G	73	7・27か	経所解案		八月の糧を得るため仕丁の上日の報告	写経所（→造東大寺司）
15H	74	7・	造東大寺司解案		一年間の考中行事を人ごとに報告	造東大寺司（→太政官）
15H	75	8・1	東寺写一切経所解案	一切経	雑物の勘注の報告	写経所（→造東大寺司）
15H	76	8・2	写経所解案		雇人の功銭の請求	写経所（→造東大寺司）
15H	77	8月？	東寺写経所解案		雑物の返上	写経所（→造東大寺司）
16		年欠2・20	安都雄足牒	法華経一部・梵網経一部・阿弥経一卷	用度文を早く作成するよう経所の案主に指示	安都雄足→写経所
17		2・20	王馬養手実		作紙の報告	王馬養→写経所
18		2・21	僧軌耀解		経の借用の願い。うち二部のみを貸す	軌耀→写経所
19		2・21～3・18	四十五部法華経裝潢充造物帳	四十五部法華経	経の装丁の記録	写経所
20		2・21～3・21	四十五部法華経校帳	四十五部法華経	校正の記録	写経所
21		2・23～3・3	四十五部法華経充本帳	法華経・金剛般若経・理趣経	充本の記録	写経所
22		年欠・2・26	安都雄足牒	阿弥陀仏像	阿弥陀仏像を明日から写し画かせよ。	安都雄足→写経所 案主上馬養・能登（男人か国依）・上楯麻呂
23		年欠・2・28	安都雄足牒	阿弥陀仏像	阿弥陀仏像を写し画かせよ。画師上楯麻呂が作製した花形の掬首をもって来させよ。	安都雄足→上馬養
24		3・8	上馬養米請用文		米の用残の報告	上馬養→写経所
25		3・9	造南寺所解	仏頂経	用度物の申請	造南寺所→写経所
26		3・9	供養分料進上文	供養	供養に必要な米などを送る	?→写経所
27		年月日欠 3・14	写経所解案（布施文）	最勝王経・寶星陀羅尼経	布施申請	写経所（→造東大寺司）
28		3・19	経囊注文	御齋会	貸し出した経囊のリスト	造東大寺司
29		3・19 か	経囊注文案	御齋会	貸し出した経囊のリスト	造東大寺司

4-412・3	z43⑥	1		空	
4-312・3	zz27-3〈28〉	1	鬼室某の分も報告・書き込み有り。付箋「廿四」「廿三帙二巻」	端裏奥書「 <input type="text"/> 麻呂状」未収	
14-328	zz37-9〈43〉	1		空	
14-330~331	zz5-4〈16〉		付箋「五」「卅二ノ七」。32号822「一枚」。「15-16」と同一内容、下欠	空	
14-332	zz46-9〈8〉	1	奥裏切封上書「経所 封」。付箋「廿七ノ四」「四」。27号545「一枚」	空	
14-333	zz5-1〈30〉	1	奥裏切封上書「経所」。付箋「五」「廿四帙十二巻」。24号460「一枚」	空	
14-334	zz37-9〈44〉	1	付箋「卅二ノ八」。32号832「一枚」。L5は「経所案主」	[37] 四月八日上馬養状	14-333
14-333	zz37-9〈44〉裏	2	この文書欠損なし。経師はL10「木於神得」	[36] 年欠・4・8安都雄足牒	14-334
4-417	zb16⑧	1		空	
14-342~345	zz43-15〈1〉〈2〉	1	42-1・2の草案。付箋「第十五帙八巻」。15号248「二枚」	空	
14-334~336	zz43-15〈3〉〈4〉	1	付箋「十六ノ六二」。16号264「六枚」	空	
14-336~342	zz43-15〈4〉~〈8〉	1		空	

30		3・19	堂装束不堪注文	御齋会	以下のものを堂に準備できなかったことの報告	? →写経所
31		年欠・3 ・24	荊嶋足手実	法華経1部 ・梵網経・ 阿弥陀経ほか	作紙の報告	荊嶋足 →写経所
32		年欠・4 ・1	安都雄足牒	最勝王経・ 宝星陀羅尼 経。法華経 一部	二部経の綺などがもうすぐ来る。宣が到ればすぐ裝潢せよ。法華経一部を書写せよ。そのために紙と経師を準備せよ（因八幡内侍宣）。次官高麗大山に伝えよ	安都雄足 →上馬養 ・写経所
33		年月日欠 4・5	写経所解案	法華経一部	用度物の申請	写経所（→造東大寺司）
34		年欠・4 ・6	安都雄足牒	最勝王経・ 宝星陀羅尼 経。法華経 一部	二部経の綺等は大原史に渡した。軸は明日小野大夫に渡す。8日に二部経を内裏に奉請せよ。次官に報告せよ。	安都雄足 →上馬養 ・写経所
35		年欠・4 ・7	安都雄足牒	最勝王経・ 宝星陀羅尼 経。法華経 一部	早く法華経一部を書写を初めよ。	安都雄足 →写経所
36		年欠・4 ・8	安都雄足牒	最勝王経・ 宝星陀羅尼 経	内裏から受けた軸端と由志木を送る。鋳物を送れ。二部経を内裏に奉請せよ	安都雄足 →上馬養 ・写経所
37		4・8	上馬養状	最勝王経・ 宝星陀羅尼 経。法華経 一部	小野大夫が作った軸のうち軸をつなげていない端は八つ。法華経一部明日初めよ。	上馬養 →安都雄 足？
38		4・25	写経所解案	一切経	仕丁の糧の請求	写経所（→造東大寺司）
39		年月日欠 4・26頃	写経所解案	阿弥陀仏像 ・法華経。 法華経・金 剛般若経・ 理趣経	用残の報告	写経所（→造東大寺司）
40		4	写経所解案	以下参照	文書集合第二類型	
40	1	4頃	写経所解案	阿弥陀仏像 ・法華経1 部	用残の報告	写経所（→造東大寺司）
40	2	4・26	写経所解案	法華経・金 剛般若経・ 理趣経	用残の報告	写経所（→造東大寺司）

14-419~420	zz18-6<25> 裏	1	[15-26] 参照。余白15センチ	[15-25]	14-386
14-345~6	zz32-5<31>	1	付箋「? 十六下」「卅一?」余白あり	空	
14-346・347	zz37-9<31>裏 zz3-4<35>裏	1	人とともに移動したか(書き込みあり)	宝字5奉写一切経所解牒案等帳	15-41~42、 102~103
4-419・20	zb10⑦	1	端裏「称讃経十卷 大和国奉請 六月十七日葛木舍人付十卷遺一卷 小櫃一合」(16-497)あり。二次文書作成の時端裏は抹消。	天平宝字8・3・18吉祥 悔過所解案	16-495~ 497
4-418~419	zb10⑥	1		天平宝字8・3・17吉祥 悔過所解案	16-493~ 495
4-458	zb47⑨	1		天平宝字6・12奉写二部 大般若経解移牒案	5-508~9
14-359	zz3-4<42> 裏	1	人とともに移動したか	宝字5年奉写一切経所解牒案等帳	15-49
14-359	zz3-4<41> 裏	1	人とともに移動したか	宝字5年奉写一切経所解牒案等帳	15-48
14-360	zz3-4<40> 裏	1	人とともに移動したか	宝字5年奉写一切経所解牒案等帳	15-47~48
14-416~417	zz18-6<59>	3	「不用」の追記	[15-72] 宝字4・7・ 27? 経所解案 [15-73] 宝字4・7・26造東大寺 司牒案。どちらも天地逆	4-428・9
15-63~69	zz10-7<4> ~<1>裏	1	[50] 以前に作成。山本278頁参照	宝字6・12奉写灌頂経所 解案	16-26~
14-421	zz18-7② <2>裏	1		宝字8・11・21造東寺司 注文	5-502
14-422~40 +15-85~87 +14-440~ 2	zz2-6<1>~ <8>+z20⑥裏 +zz2-6<9> +z20⑤裏+z22 ⑥裏、zz2-6 <10><11>	2	題箋「後一切経料雑物納帳」。付箋については文章参照	文章参照	文章参照
25-271~300	zz39-1<19> ~<6>裏	1	奥に余白が13センチあるので、帳簿は終了	奉写一切経所食口帳(神 護景雲4・7・28~)	17-337~ 362

41		年月日欠 閏4・2	写経所解案 (用度文)	灌頂経・梵 網経	用度物の申請	写経所 (→造東大 寺司)
42		閏4・11 ～	筆墨直充帳	一切経	筆墨を買うための銭の下 充の記録	写経所
43		6・8	文部省経師歴名		経師の名簿。召文	文部省→写経所
44		6・9	称讃浄土経奉請文		継文	
44	1	6・9	元興寺三綱牒 (奉請文)	称讃浄土経	元興寺が称讃浄土経を貸 す	元興寺三綱→造東 大寺司
44	2	6・9	大安寺三綱牒 (奉請文)	称讃浄土経	大安寺が称讃浄土経を貸 す	大安寺三綱→造東 大寺司
45		6・10	坤官官舎人長校生 送進文	称讃浄土経	校生を写経所に派遣	坤官官舎人長葛木 男足→写経所
46		7	校生歴名帳	称讃浄土経	継文	
46	1	7・21	校生歴名	称讃浄土経	校生舎人の歴名	? →写経所
46	2	7・22	校生歴名	称讃浄土経	校生の歴名	? →写経所
46	3	7・22	校生歴名	称讃浄土経	校生の歴名	? →写経所
47		7・27	写経所牒案		八月の糧を得るために仕 丁の上日の報告	写経所 (→木工 所)
48		年欠7・ 27～30か	奉写忌日 御齋会 一切経所解案 (用度文案)	一切経	用度物の申請	奉写忌日御齋会一 切経所 (→造東大 寺司)
49		8?・1	安都雄足状	一切経・称 讃浄土経	浄衣を運ぶ仕丁の請求・ 東厨と湯屋の壁を塗れ・ 称讃浄土経所で用いた物 と食料を必要とする人数 の勘定・作業の進行状況 を通知せよ	安都雄足→写経所
50		8・3～ 5年5・ 6	後一切経料雑物収 納帳	一切経	雑物の収納の記録	写経所
51		8・14 (以 前) ～5年5 ・10	後一切経料雑物下 充帳	一切経	食糧の下充の記録	写経所

14-444	zz3-4<3> 裏	1		宝字5年(1.6~9.1) 奉写一切経所解牒案等帳	15-6
4-430~431	z20<3>	1		奉写一切経所解牒案等帳	15-5~6
4-430	z19<3>	1		奉写一切経所解牒案等帳	4-503
14-442~443	z41<2>裏	1		奉写一切経所解牒案等帳	4-485
4-431	z20<4>	1		奉写一切経所解牒案等帳	15-4~5
4-432	z19<4>	1		奉写一切経所解牒案等帳	15-3~4
14-443	zz3-4<2> 裏	1	表に付箋「卅六ノ十九」。往 来付36号948「五枚」	奉写一切経所解牒案等帳	15-1~3
9-432	zz18-1<3>	1		空	
14-444~445	zz3-4<32> 裏	1	福麻呂・雄足の自署。原簿と して写経所に保管(山本286 頁)。表に付箋「十二帙二卷」	奉写一切経所解牒案等帳	15-39
14-446	zz40-3<65> 裏	1	習書「牒・式部省・浄・浄・ 九大・浄人」未収	宝亀六年食口案	23-240
14-446・7	zz40-3<64> 裏	1			23-239
14-349~358	zk5ウ<6> ~<1>	2	<1>紙背に「請為作随求陀 羅尼壇□」。日付は七月でな く十月。	[3]天平宝字4. 1. 15 東寺写経所解案	14-292~ 300
4-433~437	zb29<1> <2>	1	端裏「用一千四百五十八文」 「公文」未収。「60」より後に 作成	空	
4-437~440	zb29<3> <4>	1		空	
4-441~444	zz41-3<8> <9>	1	付箋「卅ノ七」。端裏「随求 壇所文」未収。30号694「二 枚」		
4-446	z22⑥	1		[50] 後一切経料雑物収 納帳	15-85~7
4-445	z20⑤	1		[50] 後一切経料雑物収 納帳	14-438~ 40
14-448~449	zz2-6<9> 裏	1		[50] 後一切経料雑物収 納帳	14-438
4-447	z20⑥	1		[50] 後一切経料雑物収 納帳	14-437-8

52		9	請暇解帳	一切経		
52	1	年欠9・13	某解	一切経	請仮解	? →写経所
52	2	9・16	美努人長解	一切経	請仮解	美努人長 →写経所
52	3	9・15	山部吾方麻呂解	一切経	請仮解	山部吾方麻呂 →写経所
53		9	請暇解帳	一切経		
53	1	9・16	注遅障進送文	一切経		? →写経所
53	2	9・17	秦家主解	一切経	請仮解	秦家主 →写経所
53	3	9・18	史戸赤麻呂解	一切経	請仮解	史戸赤麻呂 →写経所
53	4	9・18	紀主人解	一切経	請仮解	紀主人 →写経所
54		9・18	弓削弟廣請		硯十口を請う	弓削弟廣 →写経所
55		9・27	奉写一切経所経師等召文	一切経	召文。仮の期限を過ぎた経師らを召す旨を指示。出仕日時を追記	写経所
56		9・28	造東大寺司奉請文案		経典を貸す	造東大寺司 (→?)
57		9・29	写経所奉請文案		経典を貸す	写経所 (→?)
58		10・3	造東大寺司用度文案	大仏頂陀羅尼経・随求即得陀羅尼経	用度物の申請	写経所 (→造東大寺司)
59		10・16	随求壇所解案		雑物の用残を報告	随求壇所 (→造東大寺司)
60		10・16	随求壇所解案		雑物の用残を報告	随求壇所 (→造東大寺司)
61		10・19	写経所布施文案	大仏頂陀羅尼経・随求即得陀羅尼経	布施申請	写経所
62		10	請暇解帳			
62	1	10・22	某解		請暇解	某 →写経所
62	2	10・22	高橋息嶋解		請暇解	高橋息嶋 →写経所
62	3	10・25	万昆太知解		請暇解	万昆太知 →写経所
62	4	10・25	巨勢村国解		請暇解	巨勢村国 →写経所

14-447~448	zz 2 - 6 〈8〉 裏	1	31号746「一枚」	[50] 後一切経料雑物収納帳	14-435・6
未収。正倉院年報10	zb 7 ⑩	1		空	
4-450	z22⑦	1		空	
4-453	zb 7 ⑩	1	L 5 「元 (无 カ)」は「无」。 L 8 の□は「其」	宝字八年? 上山寺悔過所油下帳	16-498・9
15-71~79	zk 13 〈13〉 ~ 〈10〉裏	1		奉写一切経所解牒案等帳 (宝 亀 2 . 3 . 4 ~ 2 . 4 . 1)	6-34~41
4-454	s45⑥ (3)	1		空	
11-486~489 + 15-85 + 11 - 489 + 15 - 84 + 4 - 455	zz46 - 6 〈4〉 ~ 〈8〉 + s44① 裏 + zz 46 - 6 〈9〉 + z 42 ⑥ 裏 + z43⑧⑨	2	表裏接続。付箋zz46-6 〈7〉裏に「廿五帙七卷」、 〈9〉に「廿四帙五卷」。25号 505「一枚」	藍園瓜進上文ほか(天平 勝宝 2 . 5 . 26 ~ 2 . 7 . 2)	25-8・9、 11-280、3 - 407、406、 412、411、 410・1、410、 409・10、11 - 323
4-458	z20 〈7〉	1		宝字 5 奉写一切経所解牒 案帳	15-83
14-449	zz 3 - 4 〈4〉 裏	1		宝字 5 奉写一切経所解牒 案帳	15-6~7
25-300・01	z42⑭裏	2	[50] の12月15日条の銭の額 と一致	天平勝宝 6 ・ 11 ・ 11吉野 百嶋解	4-31、13 - 117
14-449・50	zz43-22 〈19〉	1	付箋「卅一ノ一七」[50] の 12月21日条と一致。31号714 「片紙」	年欠・3・20~下米注文	14-450
13-336	zz 3 - 4 〈39〉 裏	1	後欠。書き込みあり。栄原b 67頁。表に付箋「廿六ノ一」。 26号521「六枚」	宝字 5 奉写一切経所解牒 案帳	15-46~47
25-193~194	zz 2 - 6 〈7〉 裏	1	栄原c208頁	[50] 後一切経料雑物収 納帳	14-434・5
25-266	zz16-4 〈17〉	1		空	
14-329・30	zz 3 - 8 〈6〉 裏	2		天平感宝元・6・29僧安 朗啓	10-664
14-451	z22③裏	2		天平21・2・10掃部所解	3-196・7
25-265	z49①	1	端裏切封あり	空	

62	5	10・24	広田連清足解		請暇解	広田連清足→写経所
63		11・8	池原禾守牒	一切経	内史局から来た標紙を写経所に送る	池原禾守→写経所
64		11・14	菜引遣使解		銭・米・塩・海藻の用残報告	丸部足人→写経所
65		11・19	池原禾守牒	一切経	経師・校生の進上	池原禾守→写経所
66		12初	奉写一切経所解案	一切経	11月の用残の報告	写経所（→造東大寺司）
67		12・3	薬師寺三綱牒	称讃浄土経	経の返却を願う	薬師寺三綱→造東大寺司
68		12・4	食法文並雑物充文	一切経	経師等に支給する一日分の食料を規定し、十二月に実際に支給した食糧を列記する。内訳は11月の残りとして12月に支給した物	嶋政所（装束忌日御齋会司）→写経所
69		12・13	巨勢村国解		請仮解	巨勢村国→写経所
70		12・14	若倭部国杵解		おそらく請仮解	若倭部国杵→写経所
71		年欠・12・15	池原禾守牒	一切経	標紙と銭を写経所に送る	池原禾守→写経所
72		年欠・12・21	島政所符		写経所に薦を送る	島政所→写経所
73		天平宝字4	写 御書所移	一切経	書生らの歴名	写 御書所→写経所
74		天平宝字4?	処々経勘検注文		経の勘検の台帳	写経所
75		年不明7・21	安都雄足請経状		経の借用の申請	安都雄足→写経所
76		年不明7・23	伊香乙虫経軸進上文	称讃浄土経?	軸の進上	伊香乙虫→写経所
77		年不明12・25	池原禾守牒		膳部物部角折を嶋院での常梅過に勤めさせたいと申請	池原禾守→写経所
78		年不明7・12	安都雄足状		銭四百文を送るので葛井佐官に必ず通常の値で油を買っておくようお願いする	安都雄足→写経所